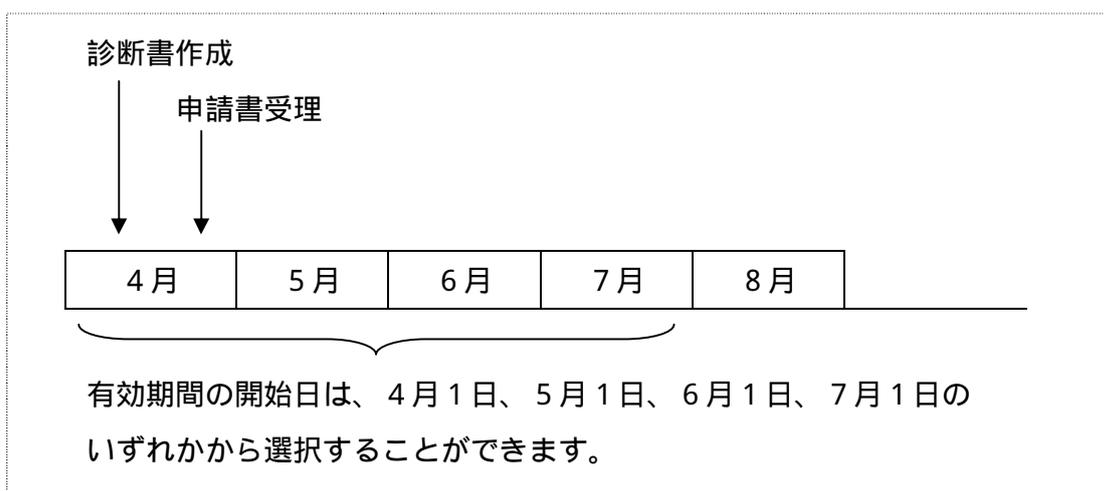


受給者証の有効期間について

「保健所が申請書を受理した日の属する月」から「診断書が作成された日の属する月の翌3か月」までのいずれかの月のうち、申請者が指定した月の初日となります。

【有効期間の開始日指定の例】

例1) 4月に診断書を作成し、4月に保健所が申請書を受理した場合



例2) 4月に診断書を作成し、6月に保健所が申請書を受理した場合

